（様式２）

地方自治法施行令第167条の２第１項第５号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和２年５月27日

横浜市契約事務受任者
市民局長　石内 亮

１　契約の概要
横浜市特別定額給付金に係る横浜市内在住外国人向け申請手続き支援業務委託
（１）横浜市特別定額給付金に関する多言語専用ダイヤル（相談窓口）の開設・運営
（２）多言語専用ダイヤル業務日報の作成
（３）横浜市特別定額給付金に関する資料等の翻訳
（４）業務実施報告書の作成

２　履行（納品）場所
委託者が指定する場所

３　契約締結日
令和２年５月27日

４　履行日又は履行期間
契約締結日から令和２年10月30日（金）まで

５　契約金額
9,908,470.円

６　契約の相手方（名称及び所在）
公益財団法人　横浜市国際交流協会　理事長　岡田　輝彦
横浜市西区みなとみらい１-１-１　パシフィコ横浜　横浜国際協力センター５階

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
特別定額給付金（仮称）事業の「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」という目的を踏まえ、迅速な対応が必要であるため。

８　契約の相手方の選定理由
5月29日の特別定額給付金申請書郵送開始に向けて、申請に関する問い合わせが特に多いことが想定される市内在住の外国人に対し、英語や中国語だけでなく、市民の使用言語の実態に即した多様な言語での支援業務を早急に履行することができる唯一の事業者であり、同業他社の事業者では当該業務を履行できないため。

9　所管課

市民局総務課定額給付金担当